

近年における国際的信託の発展状況

新 井 誠

序論

- I. 偽装信託——「*Re Esteem and Shalson v Russo* 事件」判決後の新たな法的環境
- II. 国際私法の領域に関わる信託——裁判管轄及び準拠法の変更
- III. 信託の有効性を争ってきた者の排除
- IV. 受益者の情報開示請求権——「*Schmidt v Rosewood* 事件」における枢密院の判断
- V. 今日の問題に対する制定法による解決の取り組み：英領ヴァージン諸島における最近の信託法改正

序論

1. 近年、国際的信託市場はその規模が急速に拡大してきていると同時に国際的信託を利用しようとする人々の需要がきわめて旺盛であり、おそらくこれを反映してか、国際的信託分野の発展のペースには目を見張るべきものがある。本稿においては、弁護士や信託業を営む者が現在直面している諸問題点だけでなく国際的信託業界が現在おかれている環境を明らかにすべく、五つの分野について論じたいと思う。

2. 国際的信託分野は比較的歴史の浅い分野であり、現在の形での国際的信託に限っていえば、その歴史は長く見積もってもわずか30年程度のものであり、相対的にきわめて歴史の浅い分野であるといえる。国際的信託の設定者で既に死亡している者の数は未だ少数に留まっており、そのため我々は近年

に至ってようやくいわゆる「第二世代を巡る問題」の何たるかとその影響を
実体験として実際にフルに体験し始めてきたところであるというのが実情で
ある。このことは、近年に至ってようやく国際的信託の設定者の子や孫がよ
うやく信託化された遺産の相続の現場や視野に入ってくることになり、これ
等の人々に信託の現況とその過去を新たな視点で見直す機会が訪れているこ
とを意味する。信託の受託者の中には、新しい世代の人々には忠誠心という
古い価値観が薄れてしまっていると嘆く者もいる一方で、信託設定者の親族
の中には、誤った助言を鵜呑みにして、多額の金銭的コスト負担のリスクや
親族同士の間や第三者との間の人間関係を壊滅的に悪化させるリスクを犯し
てまで敢えて信託の受託者その他の者を相手取った法律係争に踏み切る者も
決して少なくない。

3. そのため、今日では、信託設定者にとっても受託者にとっても、設定者の
親族が提起してくる信託そのものを巡る紛争や信託事務の執行手続きを巡る
問題が愁眉の的の一つとなっている。今日における多国間に跨るエステー
ト・プランニング関連の法律実務のかなりの部分が、裁判上・裁判外を問わ
ず、親族間や親族と第三者との間に生じる紛争の捌け口を如何に制限し又は
これを回避させるかという差し迫った問題への対応の為に費やされていると
いうのが実情である。

I. 偽装信託——「*Re Esteem and Shalson v Russo*事件」判決後の新 たな法的環境

4. 信託を巡る紛争は、大雑把にいうと、信託の構造そのものの効力を争うも
のと、信託そのものの存在は認めるが信託の運営方法の是非を争うという二
つのグループに大別することが出来る。信託の存在そのものを否定すること
によって利益を受ける者——信託財産は依然として故人たる信託設定者の遺
産財団に属する同人の個人財産であるとの認定を受けることによって利益を

受ける者（故人の債権者や相続権を主張する故人の遺族等が当然この範疇に属する）——が提起してくるのが前者である。信託の構造そのものの効力を争う方法としてはいろいろなものがあるが、裁量信託と信託設定者自身に信託運営の指図権を認めている信託が多用されているという今日の状況そのものが原因となって、偽装信託であるとして信託そのものの存在を否定しようという試みに対する関心が高まっている。この主張が通ってくれば、結果として、信託関係は単なる設定者本人とそのノミニーとの関係に帰することになり、信託財産の受益権は当然故人たる信託設定者の遺産財団に帰属することになるであろうというのがこの種の主張をしようとする者の考え方である。

5. 「*Snook v London and West Riding Investments Ltd.* 事件」（「*Snook* 事件」）におけるイングランドの控訴院の判決に見る偽装取引書類の古典的定義

「……本官の思うに、本件取引につきこの悪名の高い侮蔑的な〔偽装取引〕なる〕語が使われるに際しては果して如何なる法律的な概念がその裏に潜んでいるかを考えてみる必要がある。本官の理解するところによれば、この語に何等かの法律的な意味があるとすれば、それは言うところの「本件偽装取引」の両当事者があたかも本来意図していた法律上の権利義務関係（いずれかの法律上の権利義務関係を両者間に成立させようと意図していたと仮定しての話であるが）と外見上第三者や裁判所の目に異なる種類のものと映るような権利義務関係の成立を意図しているように見せかける行為又は書面を意味しているものである。しかしながら、本官の思うに、法原則、道徳律及び学説・判例（「*Yorkshire Railway Wagon Co. v. Maclure* 事件」及び「*Stoneleigh Finance Ltd. v. Phillips* 事件」の判例を参照のこと）に照らして一つ確かにいえることは、それによってもたらされる法律的な結果の如何はさておき、いずれかの行為や書面が「偽装」たり得るためには、そもそも本来当該行為や書

面がその外見上第三者の目に映るような種類の権利義務関係の成立を意図したものではないという共通の認識が全当事者間に存在していなければならないという点である。「偽装行為者」の隠された意図によって欺罔された者の権利が影響を受けることはないというべきである。」

6. 最近「*Hitch v Stone*事件」の控訴院判決（[2001] STC 214, 229）においてイングランドの控訴院は次のように判示している。

「当法廷が特に注目している種類の偽装取引は「*Snook v London and West Riding Investments Ltd.*事件」の控訴院判決〔(1967) 2QB 786〕においてDiplock判事が取り上げて説明している種類のものである。この種の偽装取引は、取引の当事者がある種の権利義務関係の成立を意図しながら、第三者（本件の場合は税務当局又は裁判所がこれに該当する）の目にはこれを異なる内容の権利義務関係の設定を意図しているものであると映るような行為を行い又は書面を作成することをその要素とするものである。以上に掲げたDiplock判事の判例からの引用部分は、その後の下された数多くの判決にも適用されており、この種の偽装取引の法律概念を簡潔に説明したものとして取り扱われているのである。」

7. 従って上記の概念によれば、偽装取引が成立するためには、取引の両（全）当事者が実際に行おうとしている行為（実際には取引の条件を定めた書面を作成・提出する行為の形を取る場合が多い）が真実の意図とは異なる虚偽又は少なくとも不実のものであることを認識した上でこれを行うことが必要となる。信託との関係でいえば、取引の両当事者が、信託財産につき価値ある権利が殆ど若しくは全く信託設定者本人側に留保されないような形の信託を設定するよう偽装しながら、その実、何時如何なる場合でも受託者を信託設定者自身の意の俣に動かせるような形の取り決めを両者間で行うことをいう。

8. 「*Snook* 事件」の判決により打ち立てられた偽装取引の要件は、その後いろいろな国・法域の裁判所で契約その他の諾成取引を巡って争われた事件の判決で幾度となく採用されてきたが、ごく最近に至るまで信託との関係においてこの定義・概念が取り上げられた例は殆どなかったのである。「*Snook* 事件」の判決により打ち立てられた偽装取引の定義を信託にも適用すると、信託を偽装信託たらしめるためには、信託の両当事者、即ち信託設定者と受託者、が共に信託設定当初より次の二つの意図を持っていなければならないということになるであろう。

- (1) 受託者は、信託財産を信託設定証書に記載されている種類の信託とは異なる種類の信託上の信託財産として保有すべきこと。
- (2) 裁判所その他の者をして信託設定証書には両当事者の真の意図が記載されていると誤信せしめる目的で前号の行為を行うこと。

9. 「*Snook* 事件」の判決により打ち立てられた偽装取引の要件を信託にも適用しようとする、共通認識の要件との関係で難しい問題が出てくることになる。即ち、ここで問題となるのは、信託設定者だけでなく受託者も、信託の真の意図が信託設定証書に記載されている内容と異なるものであることにつき共通の認識を持っていなければならないという要件である。そもそも信託の設定行為そのものは単なる贈与行為の一種であり、実質的に信託設定者の一方的な行為である。信託設定者側の意図そのものに蓋然性があることが信託成立の必要条件の一つとなっているが、信託成立につき受託者に要求される要件は受託者としての地位への就任承諾だけである。だとすれば、信託の設定者だけが信託の真の意図が信託設定証書に記載されている内容と異なるものであることを承知しているだけで十分であり、受託者の認識までもを要求する必要はないのではないかという疑問が生じてくることになる。

10. この疑問に対しては、第一審の判決ではあるが、既に最近ジャージー諸島

の王立裁判所が「*Re Esteem Settlement* 事件」において2003年6月13日に出した判決（この判決は判例集には収載されていない）とイングランドの裁判所が「*Abacus (CI) Limited and Others v Sheikh Fahad Mohammad al Sabah and Others* 事件」において出した判決によって回答が出されており、両裁判所は、次のように判示して、一方の当事者のみの偽装行為を理由として信託を無効とする原告の主張を何れも退けている。

「当法廷の判断は、信託を偽装信託たらしめるためには、信託設定者及び受託者両者間の取り決めの本当の内容が本件信託証書に記載されているものと異なるものであることを承知していることを要する...。」

「所論を措信せしめるためには、原告等は、信託財産が本件信託証書に記載されている取り決め内容とは異なる取り決めに従って所有管理さるべきこと若しくは署名した本件信託証書の記載内容を知らず又はこれに拘わらず〔信託設定者の〕意の俛に本件信託証書に記載されている取り決め内容とは異なる取り決めに従って所有管理さるべきことを〔信託設定者だけでなく〕〔受託者も共に〕承知しており、且つ両者が共に両者間の関係につき第三者又は裁判所に虚偽の印象を与えんとする意図を有していた事実を立証する必要がある。」

11. このジャージー諸島の裁判所の判断はその後イングランドの高等法院が「*Shalson & Ors v Russo & Ors* 事件」において下した判決でも採用されており、この判決においてRimer判事は次のように判示している。

「本官は、王立裁判所が「*Abacus* 事件」で採用している判断は的を射たものであるとしてこれを尊敬している。同裁判所の判断は「*Snook* 事件」及び「*Hitch* 事件」の判決において控訴裁判所が示したガイドラインにも合致しているばかりでなく、原則的にも正しいものと思われる。」

信託設定者は、承継的不動産処分によりその所有財産を処分しようとする場合には、その所有権を手放してこれを信託財産化して受託者の手に委ねることになり、受託者は承継的不動産処分により設定された信託の信託財産としてその譲渡を受けることになるが、信託設定者の中には実際には信託財産を同人の固有財産として取り扱わせ且つ受託者には信託設定者が出す指示にその都度従って貰いたいという裏の意図を持っている者もいる。しかしながら、このような場合この裏の意図が信託設定当初より（又はその設定後に）信託設定者と受託者の共通の認識となっているという特段の事情がない限り、本官としてはこの場合の信託が何故偽装信託と判断しなければならないのか到底理解できない。」

12. しかしながら、以上の両高等法院判決によってこの問題に決着がついたとは到底考えられない。偽装への受託者の関与の実態及び「他者を欺罔する意図」という要件の是非については将来の事案において見直しが行われる可能性が強い。「*Re Esteem Settlement* 事件」の事実関係はどのようなタイプの偽装行為の存在も立証できていなかったわけであるが、受託者の行為に大いに問題があるというより悪質なケースでは、「信託設定者の意図につき受託者側の信託設定者と共通の認識があったかどうか」、「偽装行為が成立するためには信託設定者と受託者にどの程度の欺罔の意図が必要か」、「信託の取り決めの内容そのものから判断して第三者が欺罔されて当然という事実（即ち、信託証書に書いてある内容を見た者が実際に欺罔されて当然という事実）が存在していればそれで十分ではないか、それとも信託設定者側及び（又は）受託者側に特定の者又は特定の種類に属する者を欺罔しようとする積極的な意図があったという事実までも要求する必要があるのか」、「愚かな偽装者や迂闊な偽装者と故意の冷笑的な偽装者の間に差異を設けるべきか否か」等々、裁判所側が偽装信託の要件である受託者側の関与の度合いをより詳細に吟味してくる可能性はある。

Ⅱ．国際私法の領域に関わる信託——裁判管轄及び準拠法の変更

13. 複数の国や地域の法律にまたがるような法律上の紛争や問題が生じた場合には常に法の抵触又は国際私法上の問題が生じてくることになる。この種の紛争が生じた場合に備えて、どの国や法域にも、「当該紛争につき自国又は自法域の裁判所に管轄権があるか否か」、「管轄権があるとすれば、当該紛争中で提起されている個々の問題点につき準拠法となるのはどの国・法域の法律か」、「他国や他の法域の裁判所が下した判決や命令を自国又は自法域の裁判所が承認し、これに執行判決を与えるか否か」という三つの問題点を取り上げてこれに回答を与えることを目的とした規定を盛り込んだ国際私法がある。
14. 日本の居住者たる日本人甲がその所有に関わるイングランド所在の不動産をスイスの居住者たるスイス人乙を受託者とし、甲の親族たる丙と丁を受益者とする信託に信託財産として譲渡した場合に、この信託を巡って問題が発生したとすると、どの国の裁判所がこれを裁くのか、日本の裁判所か、イングランドの裁判所かそれともスイスの裁判所かという問題が生じてくることになる。また、どの国の裁判所が裁くことになっても、当該問題につき日本法を適用すべきか、英国法を適用すべきか、スイス法を適用すべきか、それともそれ以外の国の法律を適用すべきかという問題が生じてくるし、裁判所で何等かの判決や決定が下されたとしても、その判決や決定が自国以外のほかの国でも実際に執行できるかという問題も生じてくることになる。
15. 最近までコモン・ウェルスを構成する諸国・諸法域の裁判所では、信託との関連でこれらの問題やこれに付随する各種のその他の問題に焦点が当てられたことは殆どなかったというのが実情である。このように国際的信託の分野において極めて重要な数多くの問題点につき依然として不透明感があったために、コモン・ウェルスを構成する国や地域の中には独自の固有法を制定

して対応しようとするところが出てきている。例えば、ケイマン諸島、バハマ、バミューダ、英領ヴァージン諸島、ジャージー諸島、ガーンジー諸島およびマン島等は、何れも準拠法の問題に対応するために「国外・域外要素対応法」ともいうべき法律を制定しているし、一部には裁判管轄権の問題に対応するための特別な法律を制定するところも出てきている。また、幾つかの国は、「信託条約」の名で知られる「信託の準拠法及び信託の承認に関するハーグ条約（1985 *Hague Convention on the Law Applicable to Trusts and on their Recognition*）」を承認しているので、状況は大きく変わってはきている。

16. しかしながら不透明感は依然として払拭されておらず、20世紀のほぼ全期間を通じて裁判所が沈黙し続けてきたことも相俟って、過去2年間に特に重要と思われるような判例はわずか4件出てきているに過ぎない。

裁判管轄

17. 何れの国の裁判所にとっても、いかなる事項につき管轄権を行使すべきかが問題となる。信託を巡る管轄権の取り扱いについては依然として多くの国が大体においてイングランドの裁判所で最初に確立された原則に依拠する立場を取っている。即ち、ある国や法域内に物理的に滞在している者（滞在期間の長短を問わない）に対しては、原則として¹⁾、同国・法域内に滞在している期間中は同人に対する訴状や令状等の送達を認めるべきであるとし、同人が同国・法域内に滞在していない場合（特に同人が自発的に同国・法域の裁判所の管轄権に服することを承諾しない場合は除く）には、同国・法域外にいる被告に関する事項についても、一定の場合に同国・法域の裁判所に管轄権を行使する裁量権を認め、海外にいる被告に対して訴状や令状等の送達

1) ブリュッセル条約及びルガノ条約の適用範囲内外の事項について。

を行う承認（許可）を原告に与える権限を裁判所に認めるという原則である。旧最高法院規則上では、信託を巡る事案については、「イングランド法に従って執行さるべき信託に関する信託証書の強制執行を求める訴えが提起され、訴状や令状の送達の相手方が受託者である場合若しくは請求の趣旨が当該種類の訴えの請求の趣旨として認められる性質のものである場合」には、裁判所には裁量権が認められていた²⁾。従って海外所在の被告適格者は紛争の対象となっている信託の受託者に限られることになり、この場合の信託はイングランド法を準拠法とするものに限られ、訴えは信託の執行又はこれに関連する他の救済を求めることをその請求の趣旨とするものだけに限られることになる。

18. 裁判所は、訴えにつき管轄権が認められている場合でも、訴訟当事者にとって更に便利な法廷地が他にあると判断した場合には、当該他の法廷地にある裁判所に訴えを提起し又は当該他の法廷地にある裁判所において訴えを継続できるようにすべく、継続中の訴訟手続の中止（「停止」）を命ずることが出来るという別の裁量権が認められている（これを「不便宜法廷地の原則」という）。

19. 裁判所が信託を巡る事案につき管轄権を行使するに際しての基礎となるのは人的管轄権である。「大法官裁判所が有する管轄権は人的管轄権であり、大法官裁判所はその管轄地域内にいると認めた者に対して裁判権を行使するのであり、同人が原告に対して負担している債務の履行を同人に命ずるのである」と判示した「*Ewing v Orr-Ewing* 事件」の判決〔(1883) 9 App Cas 34, 46〕を参照のこと。従って、イングランド及び上記と同様の規則を採択しているその他の国や法域においては、被告に対して管轄権が及ぶのであれば、

2) 現在イングランドでは最高法院規則は廃止されているので、「民事手続規則（Civil Practice Rules）」に定められている改正規定〔part6.20 (11)〕を参照のこと。

信託財産の所在地や信託の準拠法がどこであるかは問題ではないのである。

20. コモン・ウェルスを構成する諸国や法域のうち先に述べた「国外・域外要素対応法」ともいうべき法律を独自で制定している国々や法域の一部には裁判管轄権の問題に対応した独自の法律を制定しているところもあり、イングランドで確立された原則を土台としたいろいろなバリエーションが生まれている。

〔*Koonmen v Bender* 事件〕

21. このような背景的事情に照らして最近新たに出た幾つかの判例を吟味してみることができる。先ずジャージー諸島の控訴院が「*Koonmen v Bender and Others* 事件」で下した判決³⁾を吟味してみることにする。ジャージー諸島は大体においてイングランドの裁判所の考え方を踏襲しながらも、信託に関してはより幅広い規定を設けている国・法域の一つであるが、ジャージー諸島の裁判所は、信託を巡る事案については、他のいろいろな場合に加えて、原告が信託財産の所在地が同諸島の裁判管轄地内であると主張している場合には、その裁量により、裁判管轄地所在外の当事者に対しても訴状や令状等を送達できるような制度になっている。

22. 「*Koonmen v Bender* 事件」における原告はアングイラ島所在のアングイラ島法上の信託の受託者であるアングイラ島法上の信託会社をはじめとするジャージー諸島の内外所在の多数の被告を相手取って確認判決の請求、追認の請求及び信託上の義務違反を理由とする損害賠償の請求等を含むいろいろな請求をしているが、どうも原告はアングイラ島所在の裁判所に訴えを提起す

3) 2002年11月14日言い渡し。判例集には収録されていない。

るよりはジャージー諸島の裁判所に訴えを提起したほうが有利であると判断したようである。

23. 同事件の原告は、ジャージー諸島外所在の被告に対してジャージー諸島外での訴状・令状等の送達を認める命令を首尾良く裁判所から出して貰ったところ、これに対し被告側の一部が抗告した。結局第一審では被告側は敗訴したが、直ちに控訴した。この控訴を受けて、控訴審裁判所は、第一審裁判所はジャージー諸島外所在の被告等に対してジャージー諸島から訴状その他の令状等の送達を行うべきか否かについての裁量権を行使しているのであり、従って第一審裁判所の判決を覆すことができるとしてもその理由の範囲は極めて限られたものになると判示した。第一審裁判所の判決を覆すためには、第一審裁判所がその裁量権を行使するに際して正しい要件を適用しなかったか、これを正しく行使しなかったことを立証する必要があるというのである。

24. 第一審では裁判所は原審裁判所がその裁量権の行使に際して適用した要件、即ち、裁判所の判断を仰がなければならないような重要な争いが存在していることを原告側が立証しなければならないところ、果たして原告側はこれを立証しているかどうかという要件並びに各種の争いを裁く裁判地としてジャージー諸島が最も便利な裁判地であると裁判所自身が認めているか否かという要件、そのものには誤りはなかったと認定した。従って原審裁判所が行ったこれらの要件の適用の仕方が果たして正しいものであったかが問題となった。控訴審裁判所は、「不便宜法廷地の原則」適用の問題を判断するに際しては、「*Spiliada Maritime Corporation-v-Canulex Ltd.*事件」の判決（〔1987〕AC 460）及び「*Amin Rasheed, Amin Rasheed Shipping Corporation v Kuwait Insurance*事件」の判決（〔1984〕1 AC 50）に見られるかの有名なガイドラインを採用して、原審裁判所は、本件信託の準拠法がアングイラ島法であるという事実又は本件信託の信託証書中には管轄裁判所に関する規定が

設けられており、同規定に従えば紛争が発生した場合の管轄裁判所はアング
イラ島の裁判所となっている事実を誤って軽視していると指摘した。

25. 控訴審裁判所は、信託上の地位と契約上引き受けた地位を同等視して、管
轄裁判所に関する規定の有無に関わらず、裁判所には裁量権が認められてい
るものの、控訴審裁判所としては、裁判地について定めた規定があれば、原
則としてこれに従うこととし、同規定からの逸脱を認めるのは特別例外的な
事情が存する場合だけに限るのを相当とするところ、本件においては逸脱を
認めるに足る特別例外的な事情の存在は認められない、と判示した。

26. この判決に対しては数人の学者から疑問が呈されている。控訴裁判所が管
轄裁判所に関する合意規定であると判断した条項については、多くの識者か
らこれは稚拙な内容の準拠法指定条項ではないかとの指摘がなされている。
実際の問題の条項は次のような二文からなっている。

『1 (i) (k) 「固有法」とは、全当事者の権利及び本信託設定証書
に定められている各規定の解釈及び効力を専属管轄的に規律する法律
で、当該権利、解釈及び効力を解釈し、規律するようなものをいう。

2. 本信託はアングイラ島の法律をその準拠法として設定されたもの
であり、本信託の管理運営権が譲渡された場合のその譲渡の効力を害す
ることなく、固有法が変更された場合はこれに従い且つ本書の以下に定
める権限を規定に従って本信託の解釈に関する法律が変更された場合にも
これに従うものであり、固有法はアングイラ島の法律とし、同法を本
信託の管理運営に関する法廷地とする。』

27. 控訴審判決は次のように言っている。

『46. 第1 (i) (k) 項の規定をその仮読むと、内容的に若干の混乱があるのは確かである。同項の規定は「固有法」なる語を定義しようとした規定ではあるが、その定義に際して「専属管轄」なる語にはっきりと触れてしまっている。法制度の専属管轄なるものについて言及したコンセプトが那邊にあるのかは明らかではないが、もし「専属管轄」なる語に言及することが関係法廷地又は関係裁判所の専属管轄に言及せんとする意図から出たものであるとすれば、これは余計な事であるといわなければならない。この解釈は、「固有法」なる見出しが付けられてはいるが、本件信託の管理運営に関する法廷地について明確に言及している部分を含んだ第二文を検討すれば、確認できる。

47. 信託証書の内容はその全体を吟味しなければならないが、その全体を吟味した上で、第1 (i) (k) 項及び第14項の規定に照らして第2項の規定を解釈すると、本件信託証書を起草した者が抱いていたと推定される明らかな意図は、受託者等が第14項の規定に従って固有法の変更が行われない限り（本件においては受託者等が固有法を変更したことを示すような事実はない）、本件 AEBT の管理運営にかかわる法廷地と本件 AEBT を巡る紛争の解決を担当すべき裁判所をアングイラ島の裁判所とすることにあったというべきであるとの結論に達した。』

28. そもそもこれはどれ程多くの信託専門の弁護士が問題の条項を読んだかという問題ではない。「全当事者の権利及び本信託設定証書に定められている各規定の解釈及び効力を専属管轄的に規律する法律で、当該権利、解釈及び効力を解釈し、規律する」云々なる規定はどう見ても単なるデタラメの規定であり、これは特定の裁判所の専属管轄権に言及しようとする意図から出たものではなく、どちらかといえば、起草者側知識・理解不足を露呈した文章以外の何ものでもない。

29. おそらくより重大なのは、管轄裁判所について定めた条項との関係でさしたる根拠もなしに信託と契約と同一視している点である。契約関係のような諾成関係に関して裁判所が果たすべき役割は信託関係に関するそれとの間には大きな隔たりがあるはずである。信託に関する場合と異なり、裁判所には契約の当事者の権利義務関係を保護したり、契約当事者間の事務を「監視したり、必要とあればこれに介入する」というような国父的な役割は託されていないはずである。（この点に関しては以下に述べる「*Schmidt v Rosewood* 事件」の判決についての議論を参照のこと。）信託を巡る問題に関してであれば、信託設定者と受託者にどの程度まで管轄裁判所に関する問題をコントロールする権限を認めるべきであるかという点については、誰しもさしたる関心も期待しないか、少なくともある程度慎重な対応を期待していたであろう。

30. 控訴審の裁判所が信託証書中に「本信託の管理運営に関する法廷地である」なる文言があることを大きな拠り所としている点も大いに議論のあるところである。この種の文言は多年にわたって使われてきており、これこそがコモン・ウェルスを構成する国や法域で作られた殆ど全ての信託証書中に見られるものであるが、この文言が実際に何を意味しているものであるかについて書物の中では殆ど論じられてこなかったというのが実情であり⁴⁾、専属管轄裁判所を巡る問題をわざわざ取り上げるのが一般的慣行になっているのである。

準拠法の選択——「*Tod v Barton & Others* 事件」

31. 最近イングランドの裁判所が「*Tod v Barton & Others* 事件」で下した判決

4) 「*Journal of International Trust and Corporate Planning* 誌」[1994] 166掲載のBrownbill著「*Anatomy of a Trust Deed Part VIII*」を参照のこと。

{[2002] EWHC 264 (Ch)} に第二の問題点である準拠法の選択についての今日的な典型例を見ることができる。この事業はテキサス州に住んでいて死亡した甲の遺言によって設定された信託の受託者であるTodが申立人となって提起したもので、個人の遺産のうち米国外所在のものについては、同人の息子が満65歳に達してから終身交付金（年金）の形で交付し、残余はイングランド所在の慈善団体に寄付することを目的として信託財産化したという事案である。遺言の第一条には「本遺言の効力はイングランド法に従って生ずる」と定められていた。

32. イングランドの法律 「*Saunders v Vautier*事件」の判決（(1841) 4 Beav. 115）で示された原則によれば、この信託の全受益者である信託設定者の息子とイングランド所在の慈善団体は、両者が合意すれば、受託者に命じて信託を終了させて、信託財産を両受益者に引き渡させることが出来るとされていた。そこで両受益者はそうすることとし、その旨を受託者に命じ、捺印証書を以って信託財産を両者間にどのように分配するかを命じたのであった。ところが、アメリカの他の多くの州の法律の場合と同様に、テキサス州法上信託の受益者はその合意によりこのような形で信託の目的を反故にすることを認めていなかったため、申立人Todは当該捺印証書の有効性の確認を求める申立を行ったのである。イングランド法上では当該捺印証書は有効であるが、テキサス州法上では無効となるため、ここで直接的な法の抵触の問題が発生したのである。

33. さてこのような場合どちらの法律が信託の準拠法となるのであろうか。準拠法の選択の問題は法廷地の選択の問題に関わってくる。イングランド法では、この問題は「1987年信託承認法（Recognition of Trust Act 1987）」によって規律されることになり、同法によれば、イングランド法の規定に従い、「1985年信託条約（1985 Trust Convention）」の規定に従うことになる。同条約にはその第6条と第7条に二つの原則が定められており、第6条には信託

は信託設定者が明示的又は黙示的に指定した法律をその準拠法とすると定められており、第7条には明示的にも黙示的にも準拠法の指定がない場合は、(信託財産の所在地、受託者の住所地、信託の目的及び信託の目的が達成されるべき場所等を勘案した上で) 信託と最も関係が深いと認められる国又は法域の法律をその準拠法とすると定められている。また、同条約の第8条には、準拠法に関する事項の範疇に入る事項が規定されており⁵⁾ その中には信託の内容の変更及び信託の解除も含まれている(第8条第(h)項参照)。本件事件の裁判所は、信託を終了させたり、これを再構築する権限が受益者側にあるかどうかという問題はまさに準拠法に関わる問題であると判断したのである。

34. (「本遺言の効力はイングランド法に従って生ずる」と定めた) 遺言書第1条の規定はイングランドで作成された遺言書や信託証書に通常採用されている準拠法規定とは異なるものではあったが、裁判所はこれをイングランド法を準拠法に指定した有効な規定であると判断した。問題の遺言書が作成される前に取り交わされた書簡の中で遺言者は確かに息子には満65歳に達するまでは一切如何なる給付も行ってはならないと述べてはいるが、遺言書中にはっきりと定められている準拠法規定(信託の中途解除を認めている法律を遺言の準拠法に指定している規定)と遺言書中に定められている他の規定との間に抵触があることを立証するためにこの生前の書簡の記載内容を利用しようとする試みについては、結局裁判所は、遺言書に書かれている内容は明らかであり、準拠法に関する規定の意味するところはその文字通りの意味とは異なることを窺わせる付随的証拠があったとしてもこれを考慮に入れることは出来ないと判断してこれを退けている。

5) なお、信託を巡る問題のうち、信託そのものとは分離して考えられる一部の事項、特に信託の管理運用に関わる事項は、同条約第9条の規定により、信託そのものの準拠法と異なる法律を準拠法とすることが出来ることになっている点に注意。

固有法の変更——「*Chellaram v Chellaram* (No.2) 事件」

35. 「*Chellaram v Chellaram* (No.2) 事件」の決定（2002 3 All ER 17）は、Dicey 及び Morris 共著の「*The Conflict of Laws*」の総監修者としても著名な Lawrence Collins 判事が下したイングランドの裁判所の決定である。この事件は、複数の申立人が、インド所在の数名の者によって設定された幾つかの信託に関して信託上の義務違反があったとして、イングランド以外の幾つかの国に住んでいる複数の者（いずれも過去に当該信託の受託者の地位にあった者）を相手取って提起した事件である。被申立人の一部には、イングランド国内で申立書の送達が行われたとされており、他の被申立人に対しては申立人等の一方的な申立（相手方に対する通知なし）の形で、域外送達の許可が出されていた。これに対し被申立人全員が同人等に対する送達は無効であるとの申立とイングランドの裁判所には管轄権がないことを確認する確認決定を求めて争ってきた。

36. 裁判所が出した決定の中では多くの問題点が取り上げられているが、その中でも特に注目すべきは、管轄権の問題と信託の固有法の変更についての裁判所のコメントである。

37. 先にも述べたとおり、信託を巡る訴えの受訴裁判所は、(i) イングランド法の適用を受ける信託の (ii) 受託者に対する域外送達を命ずる命令が求められてきた場合は、域外送達を命ずることになる。但しその場合には申立人側は被申立人が域外送達を受けるための要件を満たしていることを立証する必要があったが、本件の申立人等は、上記の (i) 及び (ii) のいずれの要件の充足についてもその立証に失敗したのである。

38. まず上記の (ii) の要件についてであるが、被申立人等はいずれも申立が提起された時点においては既に数年前に受託者の地位を解かれており、最早受

託者の地位にはなかった。この点について申立人等は、申立の原因となった事実は被申立人等が受託者の地位にあった当時に発生したものであると主張して争ったが、その主張は十分なものではなく、裁判所は、域外送達の許可に必要な要件は申立の理由たる事実が発生した時点ではなく、域外送達の許可の申立があった時点で充足されていなければならないと判示して、申立人等の主張を退けた。

39. 上記の(i)の要件については、問題の信託（以下「1975年信託等」と総称する）の信託設定証書にはいずれも明文の準拠法指定条項は記載されていなかったが、同信託等に適用される固有法の変更権限に関する規定が含まれていた。この変更権限は、本件申立が提起される数年前に実際に行行使され、1975年信託等の準拠法はバミューダ法に変更されていた。1975年信託等の設定当初における準拠法がインド法であったのかイングランド法であったのかは不明であった。この点に関しては、裁判所は、たとえ設定当初における準拠法がイングランド法であったとしても、その後行われたバミューダ法への準拠法の変更を無効たらしめるような特段の事情がない限り、これは申立人等にとっては何等の利益ももたらすことにはならない、と判示した。

40. これに対して申立人等は、固有法の変更権限の行使方法に不適切な点があっただけでなく、そもそも固有法としてのイングランド法を他の法律に変更することは一切出来ないはずであると主張して何件かの異議の申立をして争ったが、第一回目の異議申し立ては事実関係を理由として退けられた。第二回目の異議の申し立てについては、イングランドで設定された信託（コモン・ローを採用している他の国・法域で設定された信託も同様）の固有法を信託証書中で留保されている固有法の変更権を行使して変更できるものであるかどうかについては昔から大いに疑問視されていたのである。上記の国々の多くは、既に制定法を導入してこの問題を解決していたが、イングランドにはこの問題を解決するような制定法はなかった。そのため、Lawrence

Collins 判事は、前掲の Dicey 及び Morris 共著の「*The Conflict of Laws*」の最新版で紹介されている見解に従って、問題の信託の信託設定証書に定められている固有法の変更権限は有効なものであり、たとえ同信託の固有法が何であったにせよ、同信託の固有法は変更されたものと認めるのが相当であると判示したのである。

Ⅲ. 信託の有効性を争ってきた者の排除

41. 信託の受益者のうち、信託そのものの効力を争ってきた者を信託の受益者から外す旨の規定を信託証書中に含める傾向が最近益々強くなってきている。先に述べたとおり、信託設定者側は、紛争を極力回避できるような方法を探し出すのに躍起となっており、この種の「不抗争」条項がそのための強力な武器の一つであると考えられるようになってきている。この種の規定の有効性については、一部の弁護士から疑問が呈されているが、遺言との関係においては、昔からこの種の規定の有効性を認めるのが定説である〔*Cook v Turner* 事件〕の判例（(1846) 15 M & W 727）及び「*Evanturel v Evanturel* 事件」の判例（(1874) LR 6 PC 1）を参照〕。

42. 「*Nathan v Leonard* 事件」〔2002〕 WTLR 1061）は、受遺者の中から遺贈の効力を争う者が出てきた場合には、当該受贈者に対する遺贈のみならず、他の受贈者全員についての遺贈も全て取り消し、これに替わり他の者にすべての遺産を遺贈する旨を定めた遺言補足条項（遺言者自身の手で作成されたもの）の是非を巡って争われた事件である。同補足条項には次のように書かれていた。

『私の遺志を保全し、家族であると慈善団体であるとを問わず、第三者の手でこれが勝手に左右されないようにするための安全装置として、万一これ等の者が私の遺志を争おうとしたり、これに異を唱えようとした場合には、遺言に従来記載されていたすべての規定を無効とし、これ

に替えて以下の規定を適用することとし、以下の規定を私の遺言のすべてとしたいというのが、私の遺志である。これは、何人も上記にいうような拳に出ないことを願ってのものである。

私の信託上の受益者達に行くことになっていた「オークウッド農場」の名で知られている不動産に関して私が有している受益者としての持分は、これを無税で、SALLY LEONARD と PAUL LEONARD 両名に遺贈することとし、この遺贈に課せられる税金は私の遺産から支弁すべきものとする。

更に私は、その所有に帰属するすべての不動産及び動産を上記両名のものに遺贈することとする。この遺言補足条項は、これを覆すことができないものとするが、これは本件信託の存続期間中又は80年の期間が経過する迄は、何時にても発効するものとする。』

43. これに対して当該遺言信託上の受益者の一人が「1975年遺族及び扶養家族の遺留分に関する相続法 [Inheritance (Provision for Family and Dependents) Act 1975]」の規定上の救済を求める訴えを提起してきたというのが、この事件である。この法律は、死亡時にイングランド又はウェールズに居住していた故人の遺族や扶養家族のための遺留分を認めた法律である。裁判所は、当該遺言補足条項は、遺言の効力を争わなかった者に対する遺贈までもを取消すものではあるが、原則として有効であると判示した。この点に関して裁判所は、本件遺言補足条項は確かに好き勝手気まぐれなものとも認められるが、畢竟遺言者は（主張のように、生存者間信託の設定者と同様に）その財産を自由に処分できるはずであるとする考え方を認めている。

44. また、同事件の裁判所は、1975年法上の救済を求める行為そのものは当

該遺言補足条項に定められている条件に反するものではあるが、そうだからといってこれにより当該遺言補足条項そのものが公序良俗に反するものとなることはないとも判示している。この公序良俗に反しないとする点においては、同裁判所はカナダのブリティッシュ・コロンビア州の最高裁判所が「*Re Kent*事件」において下した判例〔(1982) 139 DLR (3d) 318〕とこれを踏襲してオーストラリアの裁判所が「*Re Gaynor*事件」で下した判例（〔1960〕VLR 640）の両方とは異なる見解を打ち出している。即ち、当該遺言補足条項の存在そのものが1975年法上の救済を求める行為を抑制する効果を有するものであることを認める一方で、同条項は同法上の救済を求める行為そのものを禁じたものではなく、同条項の発動を認めるか否かは、裁判所が同法上認められている裁判権を行使するに際して考慮に入れることができる要素の一つにすぎない、と判示したのである。

45. しかしながら、同事件においては、同条項の最後に定められている「この遺言補足条項は、これを覆すことができないものとするが、これは本件信託の存続期間中又は80年の期間が経過する迄は、何時にても発効するものとする」は、不確定要素を含んでいるとして、無効であるとの主張もなされた。信託証書又は遺言の中に定められている規定は十分確実性のある内容のものであることを要するという要件は、信託設定証書中に定められている一定の事実が発生した場合には信託の受益者が次順位のものに変わることを定めたいわゆる「権利者変更条項」との関係においては、より厳格に適用されるのである。この点については「*Clayton v Ramsden*事件」においてKillowen領主Russel卿が下した以下の判示部分（〔1943〕AC 320, 326）を参照のこと。

「権利者変更条項が有効たり得るためには、これによって影響を受ける者（これ等の者がこれに関して裁判所の判断を求めてきた場合における裁判所を含む）自身が具体的に如何なる場合に自らが有する権利を剥奪されることになるのかにつき当初より確定的な知識を得られるような

内容で定められている必要があることは、各地の裁判所が常に指摘してきたところである。この原則は、何年も前に「*Clavering v Ellison* 事件」の判決（[7 HLC 707, 725]）の中でCranworth卿が述べている次の言葉によってはっきりと確立されたものである。「将来発生することあるべき一定の偶発事項の発生を条件として一旦ある者に確定的に与えた遺産に関する権利が剥奪されることになる場合におけるその条件は、裁判所の目から見て、実際に何が起こったら既に確定的に与えた遺産に関する権利が剥奪されることになるのかが、当初より具体的に明らかなものでなければならない。」「この要件は、そのような場合に遺言者が課している個々の具体的な条件の是非を吟味する際に適用しなければならないものである。」

46. 問題の権利者変更条項からは幾つかの言葉が省略されていることが明らかであるが、それが何であるかを言い当てたり、同条項に如何なる意味を持たせようとしたのかを判定することはできないと判断され、結局は問題の権利者変更条項は、不確定要素を含んでいるとして、その効力が否認され、判事は、この判断につき、「Nathan夫人は同人の意思を知らしめるために非常に苦心していたことが窺えるので、大いなる躊躇の念を持って」下した判断ではあるが、「結局同女はその意図していることを十分確実性のある内容のものとして表現できていないといわざるを得ない」と述べている。

IV. 受益者の情報開示請求権——「*Schmidt v Rosewood*事件」における枢密院の判断

47. どのような交渉や紛争の場合も、情報がすべてを制する王者である。情報を有している者又は情報の流れをコントロールできる者は、他のすべての者に比して非常に優位な立場に立てることになる。この決定的な事実、害ばかり多く無益な親族間の争いを何とか起こさないようにさせようとして必死になっている信託設定者を巡る事案においても未だ嘗て否定されたことはな

い。そこで、信託に関する情報の開示請求権を有するのは具体的に誰かという問題と、この開示請求権の客体となる情報とは何かという問題が表面化してきている。

48. 最近まで、信託の受益者は誰でも（即ち、受益権の大小や受益権が発生する将来の時期が近いか、遠い如何に関係なく、すべての受益者）、信託の帳簿や記録類を閲覧できるとされており、この閲覧権は物権的権利をその根拠とするものであり、信託の帳簿・記録類はあくまでも信託財産の一部であるから、受益者は、他の信託財産についてと同様に、帳簿・記録類についても権利を有しているはずであるとされていた。

49. この閲覧請求権の範囲がはたしてどこまで及ぶものかははっきりしていなかった。即ち、どの範囲までの書類が開示すべき信託関係書類であり、どの種類の書類が開示する必要のない書類であるかを判別するのが困難な場合も少なからずあり、開示すべき信託関係書類であったとしても、守秘義務の問題が生じてくる場合もある（「*Re Londonderry* 事件」及び「*Butt v Kelson* 事件」参照）。但しこのような不明確な点があるにも拘らず、信託の実務面においては、その区別はうまく機能しており、特に問題は起きてこなかった。

50. 嘗ては信託関係上の権限の単なる目的が信託上の受益者とはっきり別のものであるとして論じられたようなケースは皆無であったが、最近見られるような種類の裁量信託においては、（信託期間の終了時に「受益者」の利益のための信託となるような通常の未確定信託であったとしても、それだけの理由で）この種の目的が同時に信託の受益者の地位を兼ねていないケースは稀である。単なる信託の目的そのものに対しては、信託財産については、これに対して信託財産の帰属分の割り当て又は配分が特に行われな限り、物権的権利は認められていない。従って、この信託財産についての物権的権利の存否の要件が、信託財産に関する権利の有無を決する本当の基準であるとす

れば、単なる信託の目的そのものには情報開示請求権は認められないことになる。

51. しかしながら、最近になって、信託の目的そのものの地位を論じた判例が出てきた。「*Schmidt v Rosewood* 事件」(マン島の控訴院の判決を不服として上訴してきた事件)の枢密院における決定([2003] 2 WLR 1442)がそれである。同事件において問題となっている承継的財産処分においては、稀なケースであるが、受託者に認められている信託財産の処分に関する権限、即ち、いわゆる「財産処分権 (dispositive power)」、の目的そのものに関しては、当該承継的財産処分によって設定されたとの信託上も、信託財産につき利益を受ける権利や資格は一切認められていなかったのである。この事件において枢密院は、信託財産についての物権的権利の存否の要件に基づき単なる信託の目的そのものについては信託関係の書類に関しての閲覧権は一切認めるべきではないとする受託者側の主張を退けて、受益者(信託上の受益者であると権利取得者指名権に基づいて指名された受益者であるとの別を問わない)の権利の根拠を全面的に定め直したのである。

情報開示命令の発令に関する裁判所の裁量権としての信託関係書類の所有権・閲覧請求権の再構築

52. 物権的権利を情報開示請求権の根拠とする説の否定を柱とする枢密院の判決。枢密院私法委員会が下した判決の中でWalker卿は、次のように述べている。

「51. 信託関係書類の開示請求権の捉え方としては、信託の運営管理に関して裁判所固有の権限である監督権及び必要とあればこれに介入する介入権の一側面として捉えるのがより原則的且つ正しいのではないかというのが、同僚委員達の考え方である。裁判所の介入を求める権利は、

確定した譲渡可能な受益権の所有者としての資格をその根拠とするものではなく、裁量的権限（単なる権利取得者指名権も含む）の目的の場合も、どのような場合にエクイティー裁判所の保護を求めることができるかや、求めることができる保護の内容はエクイティー裁判所の裁量によって決まる事柄ではあるが、エクイティー裁判所の保護を受ける主体となる資格があるというべきである。」（上記及び下記の傍線は筆者）

しかしながら、枢密院司法委員会は、以上に述べた点だけに留まらず、更に一步踏み込んで、権利取得者指名権の目的そのものに認められる資格は、物権的権利がなくともこれによって制約されることはなく、また信託上の受益者であるからといって、必ずしもその受益権を根拠にして有資格者となれるわけではない旨判示して、次のように述べている。

54. 救済申立人が物権的権利の所有者であるということは十分条件ではあるかもしれないが、必要条件ではないと Kirby 委員長はいつてられるが、救済申立人が物権的権利の所有者であるか否かは、十分条件でも必要条件でもないというのが、当委員会の見解である。一世紀以上前に出された「In re Cowin 事件」の判決の中で裁判所は、場合（特に守秘義務に関係する場合）によっては、たとえ確定した譲渡可能な受益権を有していたとしても、それそのものが信託関係書類の開示請求権の十分な根拠となり得ないこともあり得るし、「In re Londonderry's Settlement 事件」の判決や最近の多くの判決では、このようなケースにおいて裁判所がその裁量権を如何に行使すべきかについて具体的に定めようとする作業が始まっている。裁判所が裁量権を行使して判断を下すべき領域としては、次の三つの領域が考えられる。即ち、裁量的な信託の目的（又は受益権取得の確定が遠い将来に発生するような受益者又はその所有に関わる受益権全体が剥奪可能な形のものでされているような受益者）に対してまでも救済を与えるべきであるか否か、開示請求権を

認めるとすれば、その対象となる書類の種類をどのようにきめるか又全部の開示を命ずるのかそれとも限定的な開示だけを命じるのか、及び裁判所の命令によって開示された書類や情報の使用目的を限定するための保護措置（裁判所に対する誓約書の提出、弁護士・会計士等の専門職従事者による閲覧の手配等）を講じる必要があるか、の三つである。

67. しかしながら、最近の判例においては（百年以上前の「In re Cowin 事件」の判例の場合と同様に）、受益者（裁量的な信託の目的についてはいうまでもない）には、一見して信託関係書類と認められるような物件については、権利としての開示請求権が一切認められないこと、が確認されている。特に個人的情報や営業関係の情報の秘密保持を巡って争われているような事案においては、裁判所は、互いに相拮抗するような内容の権利を有する異なる受益者間の利益、受託者間の利益及び第三者の利益の調整・均衡を図らなければならない場合があろうし、情報の開示を認める場合でも、制限を課したり、情報の保護措置を講じなければならない場合もあろう。又、受益者（特に裁量的な信託の目的）から提起された情報開示の請求の内容の評価が、裁判所にとって法廷に提出された資料に関して利害関係者間の利益を調整・均衡させる上で重要な位置を占める場合もあろうし、裁判所にとって、単に理論上受益者としての利益を得る可能性を有しているだけというような申立人からの救済の申し立てについては、これを認めるべきでないとの結論を容易に導き出せるような事案も多数あろう。」

53. 実はこの僅か数段の文章の中で、Walker 卿は、コモン・ウェルスを構成する諸国や諸法域の信託法に一大改革をもたらしたのである。同卿がその判決の中で「信託の運営管理に関して裁判所固有の権限である監督権及び必要とあればこれに介入する介入権」なる文言を繰り返して強調している事実は、

長期的な目で見れば、判断の対象となった情報の開示というどちらかという
と狭い領域の問題の範囲を超えて、幅広い分野に大きな影響を及ぼす可能性
がある。これ等の文章からもはっきりと窺える情報開示命令の発令に関する
裁判所の裁量権としての信託関係書類の所有権・閲覧請求権の再構築は、信
託を巡る今日の問題に新しい領域や新たな解決策を積極的に見出そうとする
多くの裁判所にとって励みになりそうである。

54. 上記にいう狭い領域の問題だけに限らず、情報開示請求権の根拠を物権的
な権利に置くという考え方の排除に関しても、情報の開示は裁量的な資格や
権利をその根拠として行うものではなく、このことは裁判所が命じることが
できる情報開示の範囲や開示の条件についても同様であることが、枢密院司
法委員会のこの判決で確認されており、信託関係書類の抜粋版の形での開示
や、情報・資料の開示を受けることを認められた受益者による開示情報・資
料の利用制限や他への再開示の制限もすべて認めている。又、同判決におい
ては、他の受益者の考えや複数の受益者間で生じる虞のある情報の機密性の
問題を考慮すべきことも強調されている。

55. 枢密院司法委員会のこの判決により、実は裁判所がその裁量権を如何に行
使すべきかという点とこれから信託の受託者は情報の開示請求を受けた場合
にはこれに如何に対応すべきかという点につき、極めて難しい問題が生じて
きた。確かに裁量権は裁判所に属するものではあるが、情報開示請求を受け
た受託者がその全ての是非につき裁判所の判断を仰いでくるとは到底考えら
れないからである。そうだとすると、受託者側は、開示請求を受ける都度、
その是非につき裁判所の判断を仰いだとすると如何なる判断が下されるか予
測するようになることが当然予想される。そこで、そのような場合に受託者
がどのような判断をするかが現在大きな議論的となっている。一部の論者
はこれは大変難しい判断であるとして懸念を示している一方、他の論者は、
特に争いの大きい事案を除けば、殆どのケースで常識的なアプローチが可能

であり、それで十分でないかとの立場を取っているが、従来もそうであったように、裁判所固有の判断領域に属するこの新しい問題点に関しても、何等かの解決・発展の道が開かれるのではなからうか。

V. 今日の問題に対する制定法による解決の取り組み：英領ヴァージン諸島における最近の信託法改正

56. より積極的な問題解決への取り組みに目を向けてみると、信託関係のアドバイザーの仕事は、往々にして従来形の信託モデルについて回っていた各種の制限や制約の問題を如何に解決するかを解決策を見出すこと、即ち、信託を設定した当時には予想もしなかったような今日的な問題に対応するために、信託法の原則を如何に拡張解釈するか、に費やされていた。

57. しかしながら、信託証書を上手に起案するだけで解決できる問題の範囲には限度があることは、誰でも承知していた。問題の多くは新たな立法の力を借りるだけで適切に解決できるものであり、イングランド本土外の多くのコモン・ウェルス構成国・法域においては、暫くの間この方法による取り組みが続いた。実際これ等の国・法域は、今日の信託法発展の実験室となった感があり、従来の判例法から制定法への役割の変換がはっきりと窺える。

58. 英領ヴァージン諸島（以下「BVI」）は、今日における信託を巡る多くの問題の解決策として多数の制定法を導入した最も新しい地域であるので、同島における発展状況のうち二つを取り上げて、論じてみたい。

(1) 信託に株式を保有されている子会社の管理運営：いわゆる「VISTA 信託」の利用による「*Bartlett v Barclays Bank* 事件」判例の無効化

59. 過去20年の間に国際的信託は急成長を遂げてきたが、信託を巡る多くの根本的な問題については、殆ど完全な解決策が見出されないままの状態であ

った。恐らくその中でも特に厄介な問題は、信託がある会社の発行に関わる株式の全部又は大部分を所有している場合に、その会社の経営管理に関する信託の受託者の義務を巡る問題であろう。このようなケースでは、受託者には大部分の信託設定者の意向と直接対立することになるような多くの義務を課されることになる。簡単にいうと、受託者には「慎重なる経営者準則（prudent man of business rule）」の名で知られる準則が適用されることになるということであり、この準則に従えば、受託者たる者は、一般に公正妥当と認められている業務慣行に従って、信託財産を分散投資して運用しなければならないことになるだけでなく、ハイリスクな資産への投資やハイリスクな行為は禁じられることになる。従って、受託者は、時に応じて、信託所有の株式の全部又は一部を売買しなければならないことになるわけである。株式を公開していない会社の株式の場合は、めったに売買市場があるわけではないが、売買できる機会が生じた場合（又は見つけられるような場合）は、通常、信託設定者の家族側の経済的理由以外の理由で取って株式の保有を継続することは出来ないことになる。

60. 信託財産としての株式の保有を継続した場合、受託者は当該株式の発行会社への信託財産の投資の是非を監視・監督してゆかなければならない義務を負うことになる。その為には、発行会社の業務内容に精通する義務や、発行会社の営業ぶりや業績が慎重なる経営者準則に即したものであり、自らを納得させられるものであるかどうかを常に自分に問いたださなければならないことになる。信託財産についての財産処分権を抜きにして考えると、発行会社に関して信託設定者の本来の希望や意図を考慮できる幅は限られてしまうことになる。分別のある受託者であれば、発行会社の取締役の人選が常に適切に行われるようにしたいと願ったり、取締役会の立てる事業計画や事業目標を確認しておきたいと願ったり、これ等の事業計画や事業目標と信託上の義務との間に絶対に齟齬を来たさないようにしたいと願ったり、発行会社の取締役会に必ず決定した事業計画や事業目標に沿って事業を進めさせるよう

にしたいと願うのは当然であり、そうなると、受託者は、発行会社の業務内容については、日常的な経営についてはともかく、発行会社のトップ・レベルの経営については、勢い口を挟まざるを得ないことになる。

61. そうなると、典型的な信託設定者の意図と相容れないこととなるのは明らかである。自分たちの肩越しに周りをキョロキョロするような受託者を歓迎したり、必要とするような信託設定者は殆どいないはずであり、ビジネスに関する知識や詳細という点に関しては、受託者が発行会社に貢献できる場面は少ないというのが実情であろう。又、信託設定者の立場からすると、発行会社の株式が信託設定者の意思に反して売却されてしまうかもしれないなどということは、殆どの場合、思いもよらないことであろう。
62. これ等の問題点の対応策として、受託者の関与の度合いを制限することを内容とする複雑な解決策がいろいろと考案されてきている。具体的方法は様々であるが、受託者の権限を制限する一方で、信託設定者や第三者にも権限を与えておくという方法が基本的なものである。しかしながら、どの解決策も未解決な問題点をいろいろ抱えており、信託法専門の弁護士は多年にわたって包括的な解決策を求めて苦闘を強いられてきた。このような状況下において、BVIで導入された一連の制定法のうちの一つである「ヴァージン諸島2003年特別信託法 (*Virgin Islands Special Trust Act 2003*)」は、この問題の解決を目的とした法律であるといえる。
63. 信託財産の管理、運用、処分につき受託者に積極的な責任が負わされていることを、代々にわたって財産を承継的に譲渡してゆくことを目的とする信託（即ち、受動信託以外の信託）の必要要件の一つとする従来の考え方を排除しているという点において、同法は、間違いなく、大胆な立法である。同法は、信託財産の管理・運用に関しては受託者に一切如何なる権限も義務もないという条件で財産を信託財産化して受託者の名義にすることは信託の概

念そのものとは決して矛盾するものではなく、信託財産とこれから生ずる果実を信託証書に定められている通りに受益者のために保有・管理してゆくことだけを受託者の唯一の役割とすることは可能であるという考え方をその基本原則としている。

64. 同法は、(i)発行会社の株式を保有し続けることを義務として信託に課すと共に、(ii)信託証書中に定められている特定の場合以外は発行会社の経営に口を出すことを受託者に禁じ、更に(iii)以下に詳述する「受託者の介入を求める要請」がない限り、受託者を発行会社の経営を監督する義務から解放するという三つの方法により、この基本原則の実現を図っている。

65. 同法は、BVI法を設立の準拠法とする会社の発行に関わる株式を信託財産とする特定の適格信託（書面により設定されたか書面化された条件に従って設定された信託のうち、BVIの法律上受託者としての業務を行う免許を有する者一名をその唯一の受託者としている信託をいう）で、その設定の根拠となる書面に定められている規定上、その所有に関わるBVI法を設立の準拠法とする会社の発行に関わる株式の全部又は一部を同法の規定の適用対象株式（同法の規定の適用を受ける株式を以下「指定株式」という）とする旨が定められているものだけに適用される法律である。

66. 信託財産化された株式の保有を継続しなければならないという同法上の義務は、信託財産の価値の維持・増殖に関する他の如何なる義務にも優先する義務として位置づけられているが、受託者に課せられているこの制約には、唯一の例外が認められている。即ち、受託者は、信託設定の根拠となる書面に定められている規定に従うことを条件として、発行会社の取締役会の承認又は発行会社の取締役の過半数の承認を得た場合には、信託財産化された株式を売却その他の方法で処分できるとされているのである。尚、この制度をより明確化するため、同法には、この売却処分権が導入されているからとい

って、受託者側にこの権利を行使しなければならにという義務が生じたり、この権利を行使しなかったからといって受託者側に何等かの責任が生じることは一切ない旨が明記されている。一方、同法の第11条には、信託財産化されている株式の保有を継続することが信託設定者の意思に沿わなくなったと認められるような状況が発生した場合には、利害関係者（原則として信託の受益者又は信託財産処分保護者）は誰でも当該株式の売却を命ずる命令の交付を裁判所に求めることができるという全く別個の権利も定められている。

67. 発行会社の経営への干渉権に関して同法に定められている規制の内容は、株式の権限の多岐多様性とこれに対応する受託者の義務の多岐多様性の両方を反映して、より複雑なものとなっている。同法上、信託所有の株式に関して受託者が有している議決権その他の権利の行使には、各種の規制が課されている。受託者は、原則として、株主としての権利を行使して発行会社の経営に口出しすることを禁じられており、発行会社の経営は取締役会の判断に任せなければならないと定められている。

68. 以上に述べた規制には、次のようないくつかの条件が付されている。

- (1) その第一は、以上に述べた規制は、必要に応じてこれを緩和することができるよう、信託設定の根拠となる書面に定められている規定の制約を受けるとされている点である（但し、緩和された場合でも、受託者を発行会社の経営を監督する義務から解放するという原則には変わりはない点に注意）。
- (2) その第二は、一般に「取締役関係規定」と呼ばれている発行会社の取締役の任免及び取締役報酬に関する決議について受託者が議決権を行使する場合のその行使方法を定めた規定を信託設定の根拠となる書面に盛り

込むことができるとしている点である。この種の規定が信託設定の根拠となる書面に盛り込まれている場合、受託者は、同法にいういわゆる「例外的場合」（即ち、取締役関係規定に定めがある場合でも、受託者の不純な動機によらない公正な判断上、その定めに従うと信託設定者の意思に沿うことができなくなったり、受託者の意思に反することになると認められるような場合をいう）以外は、これに従う義務を負うことになる。

- (3) その第三は、信託設定の根拠となる書面に定められている特定の一又はそれ以上の理由に基づく不平・不満を有する信託の利害関係者からこの不平・不満に対処するべく発行会社の経営に介入してほしい旨の要請（以下これを「受託者の介入を求める要請」という）が受託者宛になされた場合は、受託者はこれに応じて発行会社の経営に介入できるとしている点である。不平・不満の根拠として認める理由をあらかじめ信託設定の根拠となる書面に列挙しておく必要は特にはないが、この種の理由が信託設定の根拠となる書面に予め列挙されている場合で、受託者の介入を求める要請が受託者宛になされた場合は、受託者は、要請の内容を吟味し、不平・不満に根拠があると認めた場合は、これに対応するために必要と認める措置を講ずる義務を負うことになる。この受託者介入要請制度には、信託の利害関係者が受託者の介入を求める要請を行うべきか否かについての態度決定をする上で必要とする情報開示に関する包括的な規定が盛り込まれている。

69. 以上の説明からも、同法は、その効果として、一方では、受託者を従来の「慎重なる経営者としての義務（prudent man of business duties）」から解放し、他方では、慎重且つ抑制のきいた新たな幾つかの法定義務（即ち、指定株式の不処分義務、発行会社の経営への不干渉義務、取締役関係規定に定めるところに従って取締役の任免を行う義務、正当と認める不平・不満に関し

て情報開示を行う義務、受託者の介入を求める要請を受けた場合はこれを検討してその諾否を決定する義務等）を負わせていることが分かるであろう。このような制度下において、個々の事案においてこれ等の制定法上の規定の執行につき利害関係を有する唯一の存在は、発行会社の取締役（又は取締役関係規定上取締役となるべき者。以下本項において同じ）ということになる。同法は、この点に留意して、信託の利害関係者に加えて、発行会社の取締役にも、申立人となって、同法上の義務の履行を命ずる命令を求める申立を裁判所に行う資格を認めている。

70. 多くの革新的な試みの場合と同様に、同法が伝統的定説を重んじる多くの学者から批判を浴びるのは間違いないが、本気で異議を唱えてくる向きはないようである。本当の意味での困難な問題は、同法の具体的執行・運用面に出てくるであろう。同法によって果たして受託者を発行会社の経営に関する監督義務から完全に解放できているのか；同法によって新たに導入された種々の法定義務は果たして実務上うまく管理運用できる性質・内容のものであるかどうか；発行会社の経営がさしたる障害もなしに信託設定者や発行会社の取締役の意の俣に委ねられているような状況下で、発行会社の株式を信託財産化できるとしても、これにはどのようなリスクが潜んでいるのか；他の国や法域では同法はどのような評価を受けるのであろうか；同法の施行に伴って誕生してくる信託や信託設定者及び制約のつかない経営権を手に入れた取締役に対して課税当局がどのような取り扱いをしていくか等々の問題があるが、現時点でこれ等の問題の行方を占うのは不可能であり、答えが出てくるまでには、いま暫く同法の施行状況を見守っていく必要がある。

(2) 第三者に対する受託者の責任：債権者及び受託者の保護

71. アングロ・サクソン法系の信託モデルは、受託者が全ての問題の処理を個人的に司り、第三者との関係においては、受託者を信託財産の真の所有者と

し、受託者が行った行為は、たとえ受託者としての身分で行った場合でも、コモン・ロー上は受託者個人の行為と見なすことをその特徴とするものである。従って、信託の事務執行の過程において受託者が借り入れた借入金については、受託者は個人的にその債権者に対して弁済の責めを負うことになる。この個人的責任に対応する権利として受託者には、信託のために適切に発生させ、負債した債務につき、信託財産から弁済を受ける費用弁済請求権が認められている。この場合受託者の債権者は、受託者に対してかかっているだけであり、信託財産に対して直接かかっていくことはできない。但し受託者の債権者は、受託者が信託に対して有する費用弁済請求権を受託者に代わって代位行使して、間接的に信託財産に対してかかっていくことは可能である。ところが、この代位請求権は、受託者の費用弁済請求権が存在していることが専らその前提となっているので、債権者にとってはあまり助けにならない場合が多い。何故なら、受託者が行った債務発生・負担行為が受託者に認められている権限の範囲を踰越する越権行為に該当するものであったり、受託者に認められている権限の範囲内のものであったとしても、権限の行使方法に誤りがあった場合には、費用弁済請求権は発生しないからである。また、当初費用弁済請求権が発生していたとしても、後日受託者側に信託上の義務違反行為等があったために信託財産に損害を及ぼしたような場合は、受託者側に信託財産に対する損害賠償責任が生ずるので、その分だけ費用弁済請求権の全部又は一部が減殺されてしまう場合もある。

72. 以上の結果、信託の受託者の取引の相手方となる第三者の立場は危険なものとならざるを得ない。この問題が特に重要性を帯びてくる営利を目的とした信託が年々増加する傾向にあることに着目して、信託の受託者の取引の相手方となる第三者の立場を強化すべく、BVIの信託法には更なる改正が加えられている。BVIの信託法の主要な改正点は次の通りである。

(1) 取引の相手側の損失に因らず、上記にいうような形で受託者の費用弁済

請求権が消滅しないようにするための新たな規定の導入。改正後のヴァージン諸島の特別信託法の規定では、契約の締結が適切な方法で行われている限り、受託者が信託に対して有する費用弁済請求権の債権額の計算は、受託者が信託に対して負担している債務金額があったり、受託者が放棄や除外に同意している費用弁済請求権があったとしても、その金額を控除せずに、これを行うとされている。また、信託の受託者と第三者との間における契約については、当該契約の締結・履行に関する受託者の権限の有無及び当該権限の行使に関して設けられている要件のすべてが充足されているか否かにつき契約の相手方たる第三者が「合理的な調査」を行った上で締結している場合には、適切に締結されたものと見なす旨のみなし規定も設けられている。更に一步踏み込んで、受託者の取引の相手方となる第三者には、受託者による契約締結・履行権の行使がその他の点で信託上の義務違反にならないかどうかについての調査を行う義務を免除する規定も設けられている。

- (2) 新たに導入されたこれ等の規定を適用することを明記している信託においては、受託者の個人的責任は、実質上代理人の責任に置き換えられている。第三者と契約を結ぶ信託の受託者が、信託の受託者としての身分により契約を締結することを取引の相手方たる第三者に明らかにしている場合（又は取引の相手方がその事実を予め他の方法で承知している場合）には、受託者は、当該契約に関しては、個人的な責任を負う必要はなく、その場合契約の相手方は、信託財産に直接かかっているようになっている。
- (3) 逆に信託の設定の根拠となる書面上の改正法の規定を適用することを明記していない信託においては、受託者は、第三者との間で行った取引については、当該第三者に対して個人的に責任を負わなければならないことになるが、その場合でも、委託者の責任は、当該第三者に対して負担

している債務の弁済期における信託財産の総価額がその限度額とされている。

- (4) また、信託の設定の根拠となる書面上改正法の規定を採用する旨が明記されている信託の受託者は、同人が借り入れた借入金の債権者を保護するために、将来における信託財産の投資運用権及び分配権の行使を自ら制限する権利を有する旨の規定も改正法に盛り込まれている。

73. なお、先に述べたとおり、信託法に対するこれ等の改正点が実際にどのような影響を及ぼすかについては、今暫く様子を見てみなければならない。例えば、受託者が第三者との間で契約を締結する場合に、自らの身分を当該第三者に十分開示したと言い得るためにはどのような内容の開示をすればよいのかや、どの時点を以って当該第三者が契約の相手方が信託の受託者であることにつき悪意となったと判断すべきか（上記第72項第(2)号参照）等の問題についても、暫く様子を見る必要がある。また、改正法によって新たに導入された規定は、BVIの法律を準拠法とする契約には影響を及ぼすことになるのは確かであるが、それ以外の国や法域の法律を準拠法とする契約関係には何等の影響を及ぼさない可能性が大である。将来においては、準拠法の選択の問題、通知の問題そしておそらくは理解力の問題が大きな問題となるであろう。以上述べてきた問題への他の取り組み方法としては、ジャージー諸島の1984年信託法〔Trusts (Jersey) Law 1984〕上の取り組みを挙げることができるが、同法上では、信託の概念には極僅かな重きしか置いていない嫌いがあり、新たに導入された規定の一部は、信託を急激に本人／代理人間の関係を創設する取り決めにすっかり変身させてしまい、信託を次第に法人格を有する財团的な存在に近づけていくような傾向（筆者の目から見ると誠に残念な傾向ではあるが）にある米国で適用されている規定に似ている。

[付記] 本稿は、イギリスの法廷弁護士であるDavid Brownbill氏からの資料提供を受け、同氏の指導を得てまとめたものである。同氏の学恩に感謝したい。